



新潟県

# 新潟県報

発行 新潟県

第100号

令和7年12月19日

毎週火(祝日のときは翌日)、金曜発行

## 主　要　目　次

## 告　　示

- 1076 指定公金事務取扱者への公金事務の委託(文化課)
- 1077 指定公金事務取扱者への公金事務の委託(文化課)
- 1078 指定公金事務取扱者への公金事務の委託(文化課)
- 1079 土地改良区の定款変更認可(農地計画課)
- 1080 土地改良区の定款変更認可(農地計画課)
- 1081 土地改良事業変更計画の適当決定(農地計画課)
- 1082 県営土地改良事業の工事完了(農地建設課)
- 1083 道路の区域変更(道路管理課)
- 1084 建築基準法による道路位置の指定(建築住宅課)

## 選挙管理委員会告示

- 57 個人演説会等を開催することのできる施設の指定報告(選挙管理委員会)

## 正　　誤

令和7年6月17日付け県報号外1号中(財政課)

## 告　　示

## ◎新潟県告示第1076号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第1項の規定により、指定公金事務取扱者に公金事務を委託したので、同条第2項及び新潟県財務規則(昭和57年新潟県規則第10号)第104条の4第3項の規定に基づき次のとおり告示する。

令和7年12月19日

新潟県知事　花角英世

## 1 指定公金事務取扱者の名称及び住所又は事務所の所在地

名称	住所又は事務所の所在地
新潟県職員生活協同組合	新潟市中央区新光町4番地1
新潟交通株式会社	新潟市中央区万代1丁目6番1号
有限会社ナガイ画材	新潟市中央区寄居町915番地
新潟大学生活協同組合	新潟市西区五十嵐二の町8050
株式会社D I Palette	新潟市中央区和合町2丁目4番18号
株式会社ワイエムビー	新潟市中央区万代島5番1号 万代島ビル2階

公益財団法人新潟市勤労者福祉サービスセンター	新潟市中央区東中通1番町86-51 新潟東中通ビル5階
有限会社新潟市民映画館	新潟市中央区八千代2丁目1番1号
株式会社新潟日報社	新潟市中央区万代3丁目1番1号
公益財団法人新発田市勤労者福祉サービスセンター	新発田市中央町4丁目10番10号 新発田商工会議所3階
公益財団法人長岡市勤労者福祉サービスセンター	長岡市今朝白1丁目10番12号
一般財団法人十日町地域地場産業振興センター	十日町市本町六の1丁目71番地26
アソビュー株式会社	東京都品川区大崎1丁目11-2 ゲートシティ大崎イーストタワー8階

- 2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等又は歳出  
県立万代島美術館観覧料徴収事務(「大カブコン展」前売観覧券観覧料)  
3 地方自治法第243条の2第1項の規定による指定をした日  
令和6年6月1日  
4 地方自治法第243条の2第1項の規定による委託をした日  
令和7年12月9日

## ◎新潟県告示第1077号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第1項の規定により、指定公金事務取扱者に公金事務を委託したので、同条第2項及び新潟県財務規則(昭和57年新潟県規則第10号)第104条の4第3項の規定に基づき次のとおり告示する。

令和7年12月19日

新潟県知事 花角英世

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び住所又は事務所の所在地

名称	住所又は事務所の所在地
株式会社メディアシップ・ブランド	新潟市中央区万代3丁目1番1号

- 2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等又は歳出  
県立万代島美術館観覧料徴収事務(「大カブコン展」前売観覧券観覧料)  
3 地方自治法第243条の2第1項の規定による指定をした日  
令和7年9月1日  
4 地方自治法第243条の2第1項の規定による委託をした日  
令和7年12月9日

## ◎新潟県告示第1078号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第1項の規定により、指定公金事務取扱者に公金事務を委託したので、同条第2項及び新潟県財務規則(昭和57年新潟県規則第10号)第104条の4第3項の規定に基づき次のとおり告示する。

令和7年12月19日

新潟県知事 花角英世

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び住所又は事務所の所在地

名称	住所又は事務所の所在地
株式会社セブンドリーム・ドットコム	東京都千代田区二番町8番地8

株式会社テレビ新潟放送網	新潟市中央区新光町1番地11
--------------	----------------

- 2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等又は歳出  
県立万代島美術館観覧料徴収事務(「大カブコン展」前売観覧券観覧料)
- 3 地方自治法第243条の2第1項の規定による指定をした日  
令和7年12月3日
- 4 地方自治法第243条の2第1項の規定による委託をした日  
令和7年12月9日

**◎新潟県告示第1079号**

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、村上市の三面川沿岸土地改良区の定款の変更を令和7年12月9日認可した。

令和7年12月19日

新潟県村上地域振興局長

**◎新潟県告示第1080号**

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、柏崎市の柏崎土地改良区の定款の変更を令和7年12月8日認可した。

令和7年12月19日

新潟県柏崎地域振興局長

**◎新潟県告示第1081号**

土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定に基づき、次の土地改良事業計画の変更を適当と決定したので、令和7年12月22日から令和8年1月26日まで関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和7年12月19日

新潟県佐渡地域振興局長

事業主体の所在・名称	地区名	事業名	新規変更の別	縦覧の書類	縦覧の場所	根拠条文
佐渡市 羽茂土地改良区	羽茂 土地改良区	維持管理事業	変更	土地改良事業 変更計画書の 写し 定款の写し	佐渡市農林 水産振興課 ウェブサイト	第48条

**1 異議の申出について**

この土地改良事業計画の変更の適当決定について異議がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、知事に対して異議の申出をすることができる。

**2 土地改良事業計画の変更の適当決定に対する取消しの訴えについて**

(1) この土地改良事業計画の変更の適当決定については、上記1の異議の申出のほか、この土地改良事業計画の変更の適当決定があったことを知った日(告示日)の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。)、土地改良事業計画の変更の適当決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

(2) また、上記1の異議の申出をした場合には、土地改良事業計画の変更の適當決定に対する取消しの訴えは、その異議の申出に対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

(3) ただし、上記(2)の期間が経過する前に、その異議の申出に対する決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の変更の適當決定に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記(1)(異議の申出をした場合には(2))の期間や異議の申出に対する決定があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の変更の適當決定に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

## ◎新潟県告示第1082号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の規定により計画を定めて実施した、次の県営土地改良事業の工事が完了した。

令和7年12月19日

新潟県知事 花角英世

地区名	事業名	市町村名	完了年月日
立合堰	農用地保全施設整備（ため池等整備「用排水施設整備」）事業	柏崎市	令和7年11月27日

## ◎新潟県告示第1083号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部用地・行政課において縦覧に供する。

令和7年12月19日

新潟県知事 花角英世

1 道路の種類 一般国道

2 路線名 253号

3 道路の区域

区間	新旧の別	敷地の幅員	延長
十日町市北鎧坂2043番1から 同市八箇壬10番1まで	新	(A) 8.5～109.0メートル	13,315.0メートル
十日町市新宮甲1225番2から 同市伊達甲2025番1まで		(B) 12.0～103.0メートル	1,436.0メートル
十日町市伊達甲2025番1から 同市字三ノ沢丙787番まで		(C) 12.8～82.7メートル	1,711.0メートル
十日町市北鎧坂2043番1から 同市八箇壬10番1まで	旧	(A) 8.5～109.0メートル	13,315.0メートル
十日町市新宮甲1225番2から 同市伊達甲2025番1まで		(B) 12.0～103.0メートル	1,436.0メートル

備考1 上記(A)、(B)及び(C)は、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

2 國土交通大臣の権限代行区間の区域変更

3 路線の重用

一部区間一般国道117号、県道小千谷十日町津南線、県道十日町川西線、県道十日町塩沢線と重用

## ◎新潟県告示第1084号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

令和7年12月19日

新潟県三条地域振興局長

1 指定道路の種類

第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路

2 指定の年月日

令和7年12月3日

3 指定道路の位置等

位置	幅員(メートル)	延長(メートル)
加茂市幸町二丁目2156番の内、	6.00	72.06

2157番の内

## 選挙管理委員会告示

## ◎新潟県選挙管理委員会告示第57号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定により個人演説会等を開催することのできる施設について、三条市選挙管理委員会から、次のとおり指定した旨の報告があった。

令和7年12月19日

新潟県選挙管理委員会

委員長 桜井 甚一

## 指定した施設

施設の名称	施設の所在地	種別	面積 (m <sup>2</sup> )	指定年月日
三条市立図書館	三条市元町11番6号	学習ホール	300.00	令和7年12月4日

## 正 誤

令和7年6月17日付け新潟県公告（財政事情の公表）

88ページの

「

県債管理基金	(282,950,897) 285,650,897	(74,710,748) 76,610,748	(61,965,680) 67,400,605	(295,695,965) 294,861,040
うち公債費調整分	(40,607,182) 43,307,182	(3,849,377) 5,749,377	(0) 5,434,925	44,456,559 43,621,634
うち満期一括償還分	(242,343,715) 242,343,715	(70,861,371) 70,861,371	(61,965,680) 61,965,680	251,239,406 251,239,406

」

は、

「

県債管理基金	(282,950,897) 285,650,897	(74,710,748) 76,610,748	(61,965,680) 67,400,605	(295,695,965) 294,861,040
うち公債費調整分	(40,607,182) 43,307,182	(1,112,494) 5,712,494	(0) 4,312,493	(41,719,676) 44,707,183
うち満期一括償還分	(242,343,715) 242,343,715	(73,598,254) 70,898,254	(61,965,680) 63,088,112	(253,976,289) 250,153,857

」

の誤り。